

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

ケ 再エネ電気上乗せ補助

メニューごとの条件

エコ住宅補助メニュー（ア～ク）の改修に合わせて、補助対象住宅の電力を再エネ100%電力に切り替えることで補助額の上乗せを行います。

※申請はエコ住宅補助メニュー（ア～ク）の申請者と電力の契約者が一致する場合に限ります。

①単独申請できないため、住宅の外壁塗装以外のいずれかの工事を申請する場合に限り、併せて申請が可能。（補助額は補助上限にかかわらず1万円の上乗せ補助となります。）

②再生可能エネルギー100%電力ではないメニューから再生可能エネルギー100%電力に切り替える契約であること。

③以下のウェブサイトに掲載された環境省が認定している「再エネ100%電力メニュー」であること。

▶<https://www.env.go.jp/air/100.html>

（【手法2】再エネ電力メニューについての項目から、「・再エネ100%電力メニュー一覧」をクリックし、確認してください。）

④これまでに区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金（令和5年度再エネポイントアクション、令和6年度再エネポイントアクション）、もしくは、世田谷区再エネ切替事業において世田谷区の認定を受けたパートナー企業が実施する電気料金の割引又はポイントの還元等を受けていないこと。（また受けようとしていない）

（世田谷区再エネ切替事業における世田谷区の認定を受けたパートナー企業が実施する電気料金の割引又はポイントの還元等については以下のウェブサイト内に掲載されています。）

▶<https://uchikara-setagaya.com/renewable/>

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、ア～クの補助メニューの申請と合わせて申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 導入した再生可能エネルギー100%電力の電力需給契約書等の写し

（契約内容のお知らせ、電気受給契約内容の確認書等）

※導入した再生可能エネルギー100%電力のメニュー名称、電気事業者名、契約者、電力の供給先の所在地、契約開始日等の契約内容が分かるものの写し

※電力の供給先の所在地が、併せて申請するア～クの工事の補助対象住宅の所在地と一致していること。

- ・ 供給地点特定番号がわかるものの写し（検針票や請求書等）

※電力需給契約書等に記載がある場合は提出不要です。

（供給地点特定番号は電気の供給地点を特定するために電力会社が発行する22桁の識別番号です）

- ・ 導入したメニューが環境省が認定している「再エネ100%電力メニュー」であることがわかるものの写し

※下記ウェブサイトに掲載された環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニューであることが分かるよう、画面または一覧リスト等をご提出ください。（なお、環境省の認定メニューは随時更新されます）

▶<https://www.env.go.jp/air/100.html>

- ・ 申請者の住所・生年月日が確認できるものの写し

（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））

※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。

※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。

（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）

- ・ その他、区長が必要と認めるもの

※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。